

省エネ診断受診費補助（中小企業者向け）



2050年ゼロカーボン達成に向けて、中小企業者の省エネ診断受診に係る診断費用の一部を補助します。

受付期間：令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)
※先着順、予算上限に達した時点で受付終了します（早期終了あり）。

省エネ診断受診費補助 補助上限額 1万1千円

事業所・工場等のエネルギー使用状況・設備の運転状況を調査し、効果的な省エネ提案が受けられます。この診断費用は、国の補助（9割）により安価に診断が受けられるものです。

削減効果の一例

約440,000円／年

※設備投資不要の運用改善（空調電力量の削減等）による市内の事例

手続きの流れ	①省エネ診断の受診	②診断結果の確認	③補助金交付申請兼実績報告	④補助金額の確定 補助金の支払い	⑤下記設備の補助金申請
	申請者	申請者	申請者	市	申請者（希望者のみ）

補助の対象となる省エネ診断

診断内容や金額等を確認し、希望する「診断先」へ直接お申込みください。

（令和7年4月現在）

診断名	診断先
省エネ診断	省エネお助け隊
省エネ最適化診断	(一財) 省エネルギーセンター

脱炭素社会推進事業補助金

省エネ診断の受診後、申請により「高効率空調設備」及び「高効率照明機器」の設置費用の一部を補助します。

●補助対象設備

高効率空調設備 補助上限額 40万円

高効率照明機器 補助上限額 60万円



手続きの流れ	①補助対象設備の購入契約等 (購入・設置前の申請)	②補助金交付申請	③補助金交付決定 (決定通知書の送付)	④補助対象設備の設置	⑤実績報告書の提出
	申請者	申請者	市	申請者	申請者

※補助事業の詳細は右の
二次元コードをご確認ください。

▼脱炭素社会推進事業補助金

